

助 成 要 綱

公益財団法人　とうしん地域振興協力基金

公益財団法人とうしん地域振興協力基金助成要綱

1. 目 的

公益財団法人とうしん地域振興協力基金は、岐阜県下において、地方公共団体並びに公共的団体が主催、又は後援・協賛する事業活動で、地方公共団体から推薦された事業団体の事業活動に要する経費の一部に、助成金を交付するものとし、その助成金の交付方法などについては、この要綱の定めるところによる。

2. 助成対象とする事業活動

助成の対象とする事業活動は、地域活性化のための地域の産業の振興、社会福祉の向上、生活環境の整備、社会文化活動等、公益的な事業活動で、次の要件を満たすものとする。

- 1) 助成対象事業活動は、巾広く多数の事業活動に助成し、公平を期するため、一定期間の事業活動に限り、継続的なものでないこと。
- 2) 事業活動が直接営利を目的としたものでなく、公益的な事業活動であること。

3. 助成金の額

助成金の額は、事業活動の企画実施に要する経費（入場料金等事業収入がある場合は、その額を控除した額）の2分の1以内の額で、理事長が必要と認める額とする。

4. 助成金の申請

申請者は、申請書（別記1号様式）に関係書類を添えて、地方公共団体を經由し、理事長に提出するものとする。

5. 助成金の交付決定

理事長は、助成金の交付の申請があったときは、公平な立場の有識者5名に審査を委嘱し、審査会を開催する。審査会は当該申請の事業計画書等書類審査並びに、調査等を行い、内容を審査し、当該申請に係る助成金の交付の諾否を決定するものとする。理事長が委嘱した審査会委員の任期は2年とし、再任されることができる。

6. 事業活動の計画の変更

申請者は、申請後において助成事業活動の内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ事業活動の変更承認申請書（別記2号様式）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

7. 事業活動実績の報告

申請者は、助成事業活動が終了後、理事長にその結果を記載した実績報告書（別記3号様式）に必要な書類等を添えて、報告しなければならない。

8. 助成金の交付の請求

助成金の交付は、原則として精算払いとする。この場合において、申請者は実績報告書の提出とあわせて、助成金の交付請求書（別記4号様式）を提出するものとする。

但し、理事長が必要と認めたときは、前金払又は概算払ができるものとする。

9. 要綱の運用

この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用についての必要な事項は理事長が定める。